

市有施設の開館について

小樽市

緊急事態宣言期限解除後、段階的に利用条件を付して開館していた市有施設について、7月1日（木）から、基本的に通常どおり開館いたします。ただし、以下の施設については、記載のとおり利用条件があります。

なお、利用の際は、引き続き感染防止対策に御協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、7月11日（日）までは、「緊急事態措置」または「まん延防止等重点措置」の適用を受ける地域（道内においては札幌市）にお住まいの方の本市市有施設の利用は自粛願います。

施設名称	7/1（木）から7/11（日）までの利用条件	所管部局
市立小樽図書館	通常営業（学習室、休憩室は利用不可）	教育委員会
小樽市総合博物館（本館）	通常営業（団体利用は同一時間帯における総数の上限を130人に調整）	
小樽市博物館（運河館）	通常営業（団体利用は同一時間帯における総数の上限を50人に調整）	
小樽市総合体育館	通常営業（諸室の規模に応じて人数制限あり）	
小樽市生涯学習プラザ	通常営業（諸室の規模に応じて人数制限あり）	
小樽市手宮洞窟保存館	引き続き閉館	
小樽市民会館	通常営業（諸室の定員の1/2以内に制限）	生活環境部
小樽市民センター	通常営業（諸室の定員の1/2以内に制限）	
小樽市公会堂	通常営業（諸室の定員の1/2以内に制限）	
小樽市いなきたコミュニティセンター	通常営業（諸室の定員の1/2以内に制限）	
小樽市銭函市民センター	通常営業（諸室の定員の1/2以内に制限）	
小樽市勤労青少年ホーム	通常営業（諸室の定員の1/2以内に制限）	
小樽市勤労女性センター	通常営業（諸室の定員の1/2以内に制限）	

※ 詳細につきましては、各施設にお問い合わせください。